

助 成 対 象 経 費 明 細

1 謝 金

・専門的知識を有する者を専門家（大学教授，コンサルタント，デザイナー等）として依頼し，新商品開発に係る試作・改良等の改善，評価等や市場調査事業に関しての指導・相談等を受けた場合に謝礼として支払う経費

・市場調査事業実施に際し，消費者モニター等に謝礼として支払う経費

・なお，支払額については，いずれの経費とも社会通念上適当と認められる額とし，民間の相場，県の基準等の根拠をもって決定された金額とする。

2 旅 費

・専門的知識を有する者が専門家（大学教授，コンサルタント，デザイナー等）として調査に要する旅費

・研究会・会議の出席または，助成事業者へ赴く場合の旅費として，依頼した専門家に支払う経費。

・市場調査事業実施に際し，消費者モニター等に旅費として支払う経費

・なお，支払額については，いずれの経費とも実際に要する経費を基準とするが，スーパーシート，グリーン車等の特別に付加された料金及びタクシー代，ガソリン代は対象外とする。

※日時，旅行の目的，行き先，旅行者，旅行の内容を記載した報告書必要

3 原材料費

・新商品・新技術の開発のための試作（模型作成）・改良に直接使用する主要原材料・副資材の購入に係る経費であって，助成対象期間内に使用するものに限る。

ただし，文具等事務用品の購入費は対象外とする。

4 機械装置又は測定器具等借上料

・新技術，新商品・新サービスの開発のための試作（模型作成）・改良に必要な機械装置・測定機器等のレンタル料・リース料として支払う経費であって，助成対象期間は，申請年度に限る。

※レンタルまたは，リース契約書必要

なお，金額20万円以内のものについては，購入費も対象とし，助成事業の遂行のために使用するものに限る。

※助成事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し，助成金交付の目的に従って運用を図ること。

5 会議費

・研究会・会議を開催する際の飲料代（弁当等食事・酒類は除く。）として支払われる経費

ただし，専門的知識を有する者が専門家（大学教授，コンサルタント，デザイナー等）として参加している場合に限る。

※開催日，会議の目的，場所，出席者，会議内容が分かる議事録必要

6 会場借料

- ・研究会・会議等を開催する際の会場費，備品使用料として支払う経費
- ・企画調査等に基づき実施する販売促進のための見本市・展示会等に出展するブース使用料（小間使用料）及び付帯費用（保険料，通関諸費用）として支払う経費。

7 会場整備費

- ・企画調査等に基づき実施する販売促進のための見本市・展示会等の出展に際し，展示ブースの装飾工事（備品含む。），電気工事に対して支払う経費。

8 資料作成費

- ・研究会・会議を開催する際の会議資料作成費及び広告宣伝のための印刷物，映像作成等販売促進をPRするために支払う経費。

ただし，コピー・用紙代，試供品，景品等については，当該事業分の特定が困難であることから対象外とする。

9 資料購入費

- ・助成事業のテーマに関する図書，参考文献，資料等を購入するために支払う経費。

ただし，合計金額10万円までとする。

10 運搬費

- ・企画調査等に基づき実施する販売促進のための見本市・展示会等の出展に際し，出展品等の搬送のために支払う経費。

11 調査費

- ・自ら行う企画調査等に係る調査票の作成費，調査に係る通信費，既存データを購入するために支払う経費

※通信費については，郵送料，宅配代等の数量・価格の根拠が明確なものに限る。

- ・特許権等知的財産権の取得にあたり，事前に要する名義調査，パテントファミリー調査，技術開発のための関連調査，外国特許の翻訳を伴う調査，新規性調査等に要する調査費として支払う経費

ただし，特許等の出願料，登録料は対象外とする。

12 分析試験費

- ・民間企業，公的試験機関，大学等第三者機関に対して支払う分析試験，検査等の経費。

13 車両借上料

- ・見本市・展示会等の出展品の搬送及び来場者送迎のため借上げる車両のレンタル料・使用料として支払う経費。

14 雑役務費

- ・事業実施に際し，必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート，アルバイト）の賃金，交通費として支払う経費。

※従来から雇用している者（パート・アルバイト）に支払うものは対象外とする。

15 委託・外注費

・事業実施に際し、外部への委託・外注先に支払われる経費であって、その委託・外注の内容（調査，加工，設計，デザイン，コンサルティング等）は，専門性・効率性の観点から妥当と認められるものとする。

ただし，実質的に同一の者とみなされる間での取引に要する経費は対象外とする。

※内容（仕様，図面等）の記載された委託・外注契約書及び事業報告書必要

※特定（1者指名）の事業者に請け負わせる場合は，その事業者でなければならない理由が必要。

16 その他の経費

・事業実施に際し，上記経費に含まれないもののうち，理事長が特に必要と認めたもの。

17 消費税及び地方消費税

・消費税及び地方消費税を対象とする場合，事業完了後，申告に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額確定に伴う助成金の返還作業を避ける（事務手続きの簡素化）ため，上記経費の支出に伴う消費税及び地方消費税は，対象としない。